

特定都市河川の指定時期等について

佐波川 特定都市河川の指定について

- 近年の気候変動による豪雨を踏まえ、法的枠組みを活用した流域治水を推進するため、佐波川における特定都市河川の指定に向け、関係者と協議・調整を進めている。
- 第8回佐波川流域治水協議会では、特定都市河川の指定区間と指定範囲を鈴屋堰より上流とすることについて、各委員より承認をいただいた。

【第8回佐波川流域治水協議会 開催日時】

日時	令和2年4月1日(火) 9:30~10:30
場所	防府市役所本館3階 防府市文化センター

【委員】

山口市	市長
防府市	市長
周南市	市長
山口県	土木建築部長
林野庁近畿中国森林管理局	山口森林管理事務所長
国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター	山口水源林整備事務所長
気象庁福岡管区気象台	下関地方気象台長
国土交通省中国地方整備局	山口河川国道事務所長

【オブザーバー】

山口県	農林水産部農村整備課計画調整班長
山口県	農林水産部森林整備課 主幹
農林水産省 中国四国農政局	農村振興部洪水調節機能強化対策官
農林水産省 中国四国農政局	農村振興部設計課事業計画管理官



指定河川・流域

指定河川: 佐波川、島地川他 計22河川

指定流域: 山口市、防府市、周南市の各一部地域



- 指定範囲案(集水域) 【今回指定予定】
- 指定範囲案(氾濫想定区域)注1【追加指定予定】
- 佐波川流域
- 河川
- 行政界



指定範囲の考え方

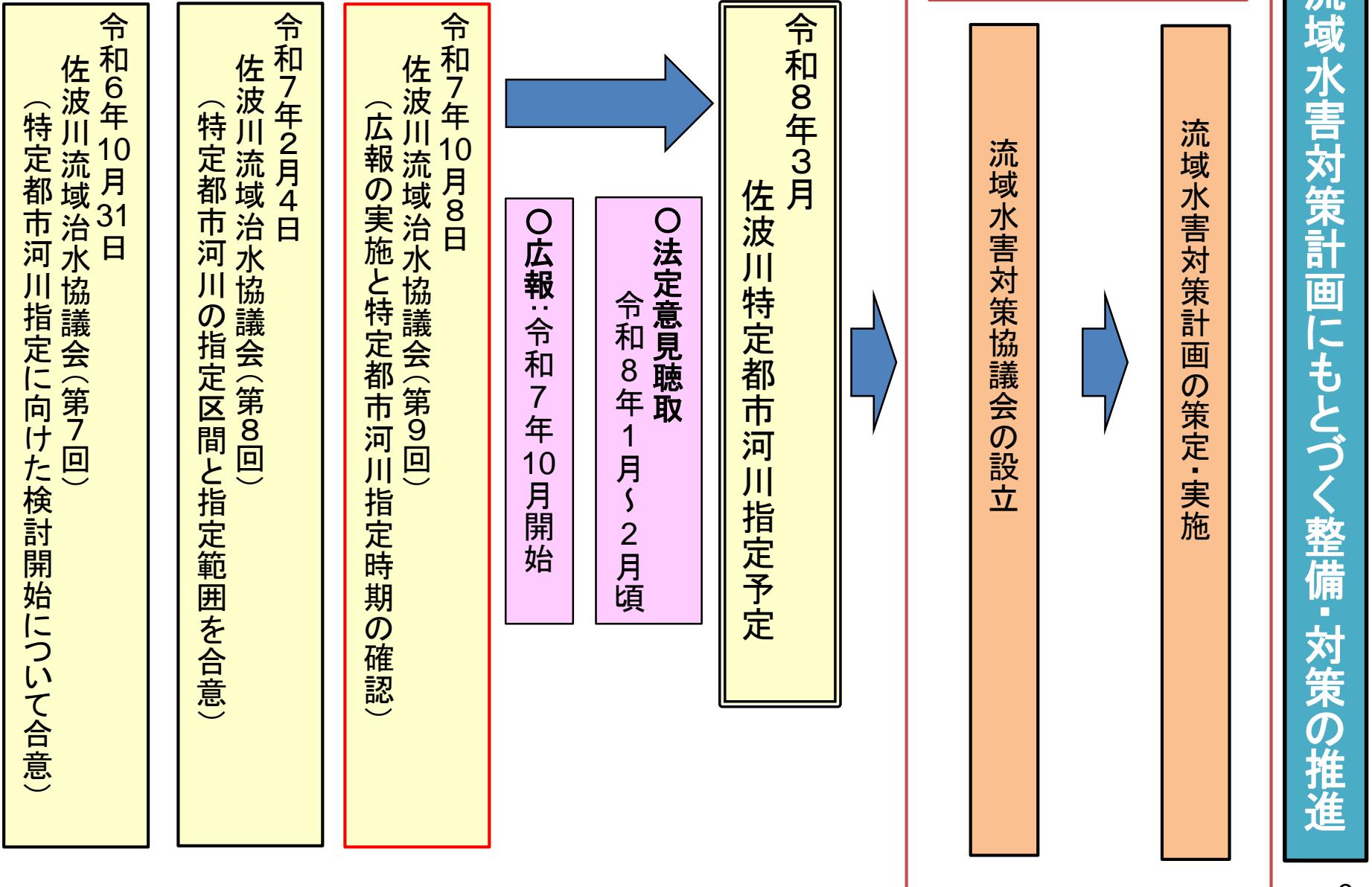
昭和47年7月洪水流量に対する安全性が確保されておらず、近年浸水被害が発生している鈴屋堰から上流の範囲を指定予定



注1. 本資料の氾濫想定区域は想定最大規模の降雨により今回指定予定の特定都市河川からの氾濫による浸水想定区域を示したものである。

今後、流域水害対策計画の策定に合わせて範囲の精査を行った結果、変わることがあります。

特定都市河川指定に向けたスケジュール

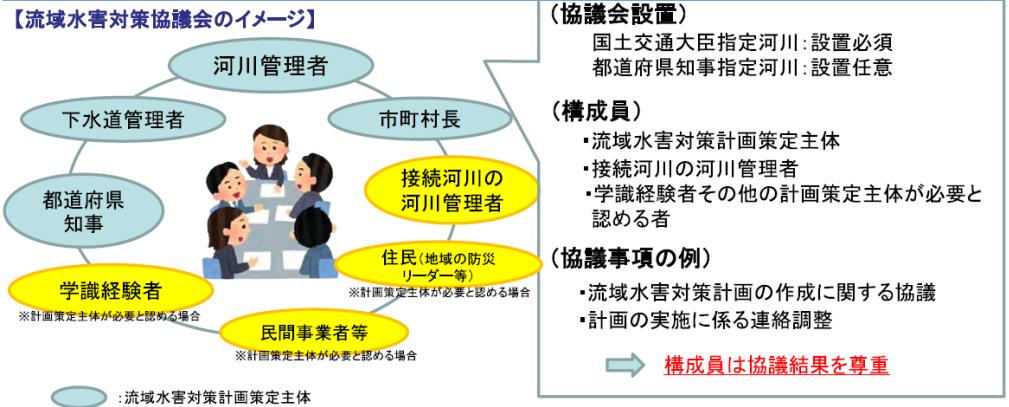


■特定都市河川指定と同時に一定の雨水浸透阻害行為に対して山口県知事の許可が必要になり、雨水の流出抑制対策が義務化される等、新たに流域内住民等に関わる事項も多い。

→各機関において窓口等でチラシの配布、ポスター掲示、HPやSNSを活用、住民説明会等の広報を行うことで流域治水を進める法的枠組みの趣旨についての周知に努める。

流域水害対策協議会の体制について(前回資料の再掲)

- 流域水害対策計画の作成・変更の実施に係る調整を行うため、関係する河川管理者、都道府県及び市町村の長、下水道管理者等で構成される流域水害対策協議会を創設する。



流域水害対策協議会(法第6条及び第7条)

(3)協議会の構成員(抜粋)

協議会の構成員は、特定都市河川法改正による改正後の同法第6条第2項及び第7条第2項により、河川管理者等及び当該特定都市河川が接続する河川の河川管理者とされている。

加えて、当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む地方公共団体に隣接する地方公共団体の長、学識経験者その他の河川管理者等が必要と認める者を協議会の構成員とすることとされている。

必要に応じて、流域水害対策計画の策定等における専門的な観点からの助言や関係者間の調整役としての学識経験者や、雨水貯留浸透施設整備等の流域対策の促進や避難対策の実効性の向上等の観点から、流域対策の実施を予定している民間事業者のほか、地域の防災リーダーや過去の洪水の歴史に詳しい住民等を構成員に追加することが望ましい。

流域水害対策協議会 構成員(素案)

機関	備考
中国地方整備局	計画策定主体
山口県	計画策定主体
山口市	計画策定主体
防府市	計画策定主体
周南市	計画策定主体
中国四国農政局	
近畿中国森林管理局	
森林研究・整備機構 森林整備センター	
福岡管区気象台	
中国財務局	
土地改良事業者	
地域の防災リーダー	
学識経験者	都市計画・都市防災
学識経験者	河川・下水

流域水害対策計画に定める事項(法第4条第2項)

解説)

流域水害対策計画に定める事項は、法第4条第2項各号に規定しており、以下のとおりである。

流域水害対策計画

計画期間

浸水被害対策の基本方針

計画対象降雨(都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨)

都市浸水想定(計画対象降雨が生じた場合の洪水・雨水出水による浸水想定区域・水深)

河川管理者主体

- ・特定都市河川の整備
- ・河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備

下水道管理者主体

- ・特定都市下水道の整備
- ・特定都市下水道のポンプ施設の操作

河川・下水道管理者以外の者主体

- ・雨水貯留浸透施設の整備その他雨水の一時的な貯留又は地下への浸透

- ・雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項
- ・都市浸水想定の区域における土地の利用
- ・貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針
- ・浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置
- ・その他浸水被害の防止を図るために必要な措置

①氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策(河川等の整備、森林整備、治山・砂防施設の整備)

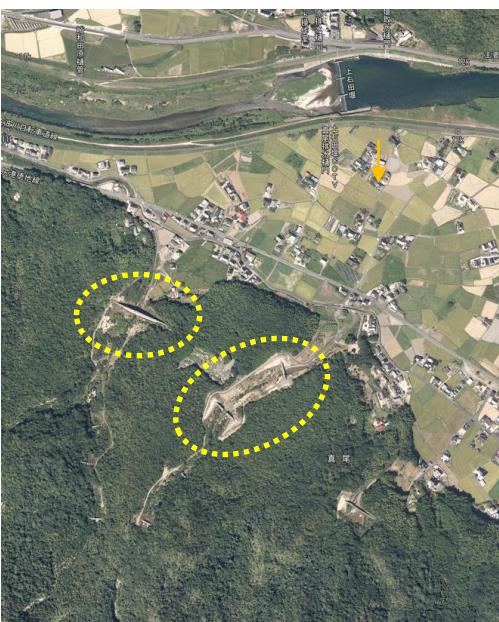
- 効果的な河川等の整備を着実に実施し、流域の治水安全度を早期に向上させる。
- 既存ダムを洪水調節に最大限活用するため、事前放流等により容量を確保するなどの取組を進める。
- 森林整備、治山・砂防施設の整備により、雨水や土砂の流出を抑制する。



山口市庄方地区、堀地区



防府市奈美地区、和字地区、真尾地区



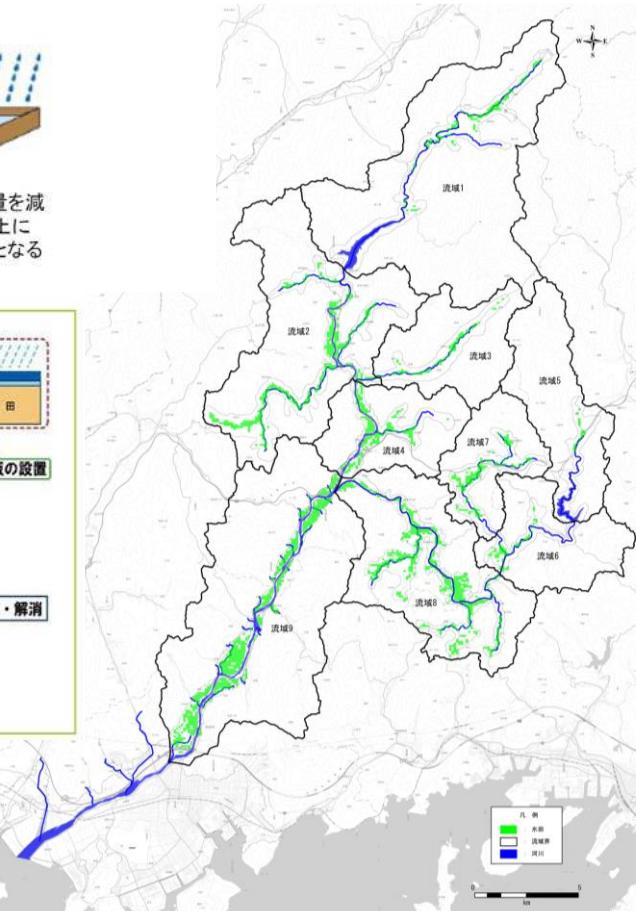
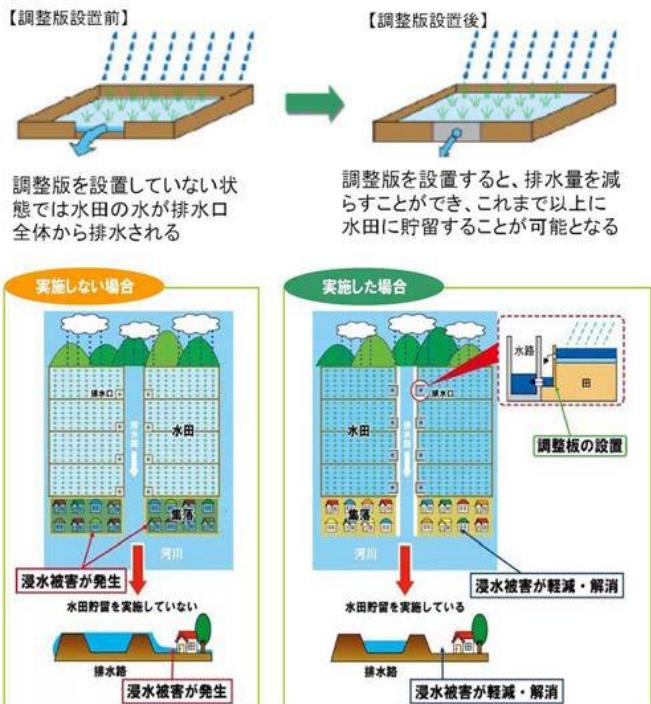
砂防堰堤の整備



森林整備実施イメージ
列状間伐実施後
伐採材搬出状況

①氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策(雨水貯留浸透施設の整備・水田貯留)

- 公共施設・用地等への雨水貯留浸透施設等の整備を積極的に推進するとともに、民間事業者等が開発に伴う防災調整池や貯留施設等を設置する際には、さらなる貯留機能を付した雨水貯留浸透施設の整備を働きかけ、流域治水整備事業や特定都市河川浸水被害対策推進事業補助を活用しながら整備の促進を図る。
- 特別緑地保全地区の指定等を含め、流域内の浸透機能を有する緑地等の土地の保全を目指す。
- 既に都市公園として活用されている等、流域内の国有地の流域対策としての活用を検討する。
- 流域内の水田を対象として、所有者の同意のもと排水口に調整板を設置することで、排水量を調整する水田貯留を積極的に推進する。



貯留施設整備イメージ
(江の川での事例)

②被害対象を減少させるための対策(貯留機能保全区域・浸水被害防止区域)

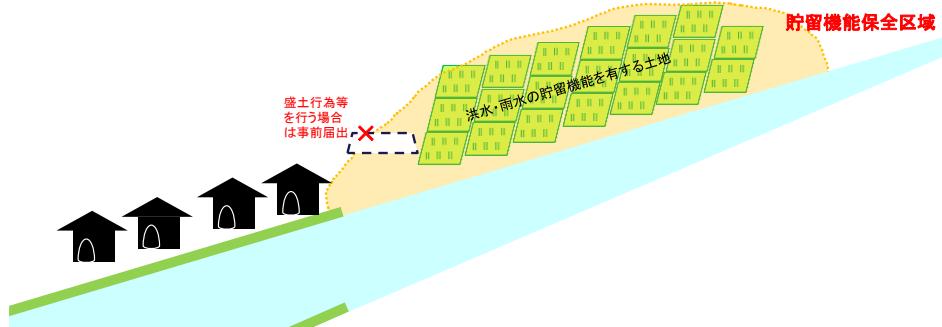
- 貯留機能保全区域は、都市浸水想定の区域や、施設整備後においても堤防からの越水や無堤部からの溢水及び内水等による浸水を許容する区域について、住家の立地状況等の周辺地の利用状況、水田等の土地利用状況を考慮した上で、当該土地の所有者の同意を得て指定するものとする。
- 浸水被害防止区域は、都市浸水想定の区域及び浸水リスク(浸水深等)、整備後の状況、リスクマップ(浸水範囲と浸水頻度の関係をわかりやすく示した地図)等も参考として、現地の地盤の起伏、土地利用形態等を考慮した上で、住民等の意向を十分踏まえて指定するものとする。

貯留機能保全区域の指定

(土地の貯留機能を将来にわたって保全する区域)



【貯留機能保全区域のイメージ】



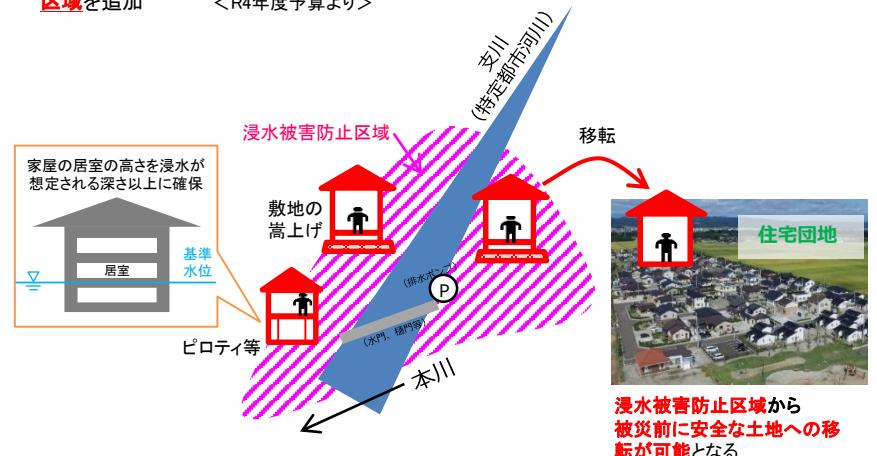
浸水被害防止区域における安全措置 (特定都市河川浸水被害対策法)

- 住宅・要配慮者施設等の安全性を事前確認
 - ・住宅(非自己)・要配慮者施設の土地の開発行為について、土地の安全上必要な措置を講ずる
 - ・住宅・要配慮者施設の建築行為について、・居室の床面の高さが基準水位以上・洪水等に対して安全な構造とする

- 既存の住宅等の浸水対策(嵩上げ等)を支援
(災害危険区域等建築物防災改修等事業)
- 災害危険区域等に加え、**浸水被害防止区域**を追加
<R4年度予算より>

被災前に安全な土地への移転を推進 (防災集団移転促進事業)

- 災害危険区域に加え、**浸水被害防止区域**、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域を追加
- 最小移転戸数を10戸→**5戸に緩和**
(がけ地近接等危険住宅移転事業)
- 災害危険区域等に加え、**浸水被害防止区域**等を追加 <R4年度予算より>



リスクコミュニケーションの充実等

- 計画を上回る降雨が発生し得ることも念頭に、被害の拡大を防止するための取組を関係者が連携して行う。
- Webツールを活用し、複数の関係首長間の情報共有を図り、早期に出水時の適切な体制を構築する。
- 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、実施義務化されている避難訓練の徹底を図るとともに、助言・勧告制度を活用し避難確保の実効性を高める。
- 住民一人ひとりが洪水ハザードマップ等を活用し、地域の水害リスクの認識や避難に必要な情報・判断・行動を把握するためのマイ・タイムラインの作成を促進する。

●ホットラインによる河川情報提供の充実
(WEBによる情報共有)

※図及び写真はイメージ

●要配慮者利用施設の避難計画作成の促進及び避難訓練の促進支援



【施設種別に分かれて意見交換】



前期と後期のグループワークにより、施設間のコミュニケーションの「場」を創出



【防災気象情報の学習】



※写真はイメージ

●住民参加型の取り組みを促進

マイ・タイムラインの作成状況



ワークショップ形式

小中学校の防災教育

※写真はイメージ